

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業  
(子育て世帯への臨時特別給付金)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯を支援する取組の一つとして、18歳以下の児童を養育している世帯に対し「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

宮古島市では、10万円の現金一括給付(先行給付金5万円+追加給付金5万円)を行うことを決定しました。

対象者のうち申請不要な世帯へは令和3年12月13日付け通知を行っていますが、金額変更に伴う再度の通知は行いませんので、児童一人あたり5万円のご案内を、10万円に読み替えていただくようお願い致します。

振り込みについては、明日12月23日(木)を予定しておりますので児童手当の受取登録口座の通帳等で振込額をご確認していただくようお願い致します。

なお、その他公務員世帯等については、年明け1月に申請案内の通知を予定しておりますので、通知が届きましたら期限内に申請をお願い致します。

[支給対象児童]

- (1)令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- (2)令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童

※保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合

- (3)令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童(新生児)

※申請が必要な方については、令和4年1月以降の支給を予定しております。申請方法等については、詳細が決まり次第、宮古島市ホームページで順次お知らせいたします。